

学校感染症と出席停止について



下の学校感染症にかかったら、必ず医師の診察を受け、医師が登校してもよいと判断するまで出席を停止していただきます。なお、この場合は学校保健安全法第 19 条の規定により、欠席ではなく、出席停止の扱いになりますので、学校にご連絡ください。学校での感染症まん延防止のため、ご理解、ご協力をお願いいたします。

学校感染症・病名	出席停止期間の基準
麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状の消退後 2 日を経過するまで
インフルエンザ	発熱した後（発熱の翌日を 1 日目として）5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日（幼児は 3 日）を経過するまで
結核	症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
腸管出血性大腸菌感染症	
流行性角結膜炎	
急性出血性結膜炎	
A 群溶結性連鎖球菌咽頭炎 （A 群溶連菌感染症）	
感染性胃腸炎 （ノロ、ロタ、アデノウイルスなど）	
アデノウイルス咽頭炎 （アデノウイルス感染症）	
その他の感染症	

○「その他の感染症」とは、医師が登校によりその病気が、まん延するおそれがあり、出席停止措置が望ましいと判断された疾患すべてが対象となります。

※頭じらみ・水いぼ・とびひについては登校しながらの治療が可能です。出席停止の必要はありませんが、担任にはご連絡ください。